

自費サービス 契 約 書

医療法人社団 正信会

あすなろヘルパーステーション

〒811-2221 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石68-261

TEL 092-935-3896

FAX 092-957-3322

令和8年6月作成

自費サービス契約書

第1条 (サービスの目的及び内容)

あすなるヘルパーステーションは、利用者が在宅で日常生活を送ることができるよう次の介護保険外の自費サービスを提供いたします。

サービスの種類	時間	金額
自費	30分	2000円
自費(1日)	8.5時間(含休憩1時間)	20,000円
受診介助	30分	1500円

第2条 (契約期間)

- 1、この契約の契約期間は令和 年 月 日から1か月とします。
- 2、契約期間満了日の7日前までに契約終了の意志表示がなく、サービスが継続している場合契約は自動更新されます。
その場合1か月ごとの利用申し込みが必要です。事業所のスケジュールや人員の不足によりサービスの依頼をお受けできない場合がございます。

第3条 (サービスの内容)

- 1、行事の外出同行・買物同行・病院受診等様々な場面でご利用可能です。
- 2、専門的な作業(庭木の剪定、壁塗り、散髪、髪染め等)はできません。
- 3、高所の作業等台に乗っての作業はできません。
- 4、基本的に日常生活に必要な作業への対応となります。

- 5、お花見等娯楽目的の外出にも同行いたしますが、飲酒を伴うもの等ご利用できない場合もあります。
- 6、事業所の事情でご利用できない場合もございます。必ず事前にご相談ください。
- 7、利用者が不在の場合サービスはできません。

第4条 (サービス提供の記録等)

- 1、介護サービスの終了時には訪問サービス記録書の内容をスタッフとご確認下さい。
- 2、訪問サービス提供記録書等の書類は5年間保存し利用者の希望に応じ閲覧、写しの交付を行いません。

第5条 (利用者負担金)

- 1、利用者負担金はサービスごとに契約書、重要事項説明書に記載しております。
- 2、改正等で金額が変更になった場合は、決められた期日をもって改正後の金額が適用されます。
- 3、利用者負担金が理由なく2ヶ月以上滞納した場合は、契約の解除を行いません。

第6条 (利用者の解除権)

利用者はあすなろヘルパーステーションに対して、1週間以上の期間を持って契約を解除することができます。

第7条 （事業所の解除権）

あすなるヘルパーステーションは、利用者の不正行為等により契約が困難になった場合契約を解除することができます。

第8条 （契約の終了）

- 1、 第2条 第5条 第6条 第7条により契約は終了します。
 - ① 第2条により 契約の解除の意思表示がされ、自動更新されなかったとき。
 - ② 第5条により 利用料の滞納により調整の期間が満了したとき。
 - ③ 第6条により 契約の解除の申し出があったとき。
 - ④ 第7条により 契約が困難になったとき。

第9条 （損害賠償）

あすなるヘルパーステーションはサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合はその損害を賠償いたします。ただしヘルパーの責任によらない場合はその限りではありません。

第10条 （秘密の保持）

あすなるヘルパーステーションのスタッフは以下の通り個人情報を取り扱います。

- ① 「個人情報」を取得する場合はご本人の同意を得ます。
- ② 取得した個人情報は必ず利用の目的を通知いたします。
- ③ 取得した個人情報は利用目的以外に使用いたしません。
- ④ 取得した個人情報は万全に管理いたします。
- ⑤ ご本人の求めがない限り個人情報を開示いたしません。
- ⑥ 契約中、契約終了後も個人情報を第三者に漏らすことはありません。
- ⑦ あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

第11条 （苦情対応）

- 1、 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合は、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2、 あすなろヘルプステーションは、苦情の申し立てがあった場合は迅速に誠実に対応いたします。
- 3、 あすなろヘルプステーションは、利用者が苦情の申し立てを行なったことを理由に何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

契約締結日

令和 年 月 日

<事業者>

事業者名 あすなろヘルパーステーション

住 所 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石68-261

管理者

<利用者>

住 所

氏 名

<家族>

住 所

氏 名

<代理人>

住 所

氏 名